

平成 23 年第 3 回定例会 建設常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

私からは、まず県営住宅の家賃について、これは生活保護を受けている方々について、今、代理納付制度というものがあります。平成 18 年から始まったというふうに承知してはいますが、残念ながら退去処分となる方々の中に、少なからず生活保護の受給世帯が入っているということで、やっぱり居住の安定というのは、私は全ての福祉の基盤であるというふうに思っています。生活保護を受けている方々が、そういうすべもあるにもかかわらず、最終的には退去せざるを得ないような状況に追い込まれていくというのは、大変残念なことであるというふうに思いますので、まずは県営住宅における生活保護世帯の入居の状況と家賃の滞納状況について、一般世帯との対比も含めて伺います。

公共住宅課長

まず、全体数字で申し上げますと、県営住宅の世帯数は 22 年度決算ベースで申し上げますと 4 万 2,581 世帯ございます。そのうち生活保護世帯が 4,834 世帯、その他世帯につきましては 3 万 7,747 世帯。そのうち滞納世帯がどれくらいあるかと申し上げますと、生活保護世帯につきましては 793 世帯、その他世帯につきましては 4,263 世帯ということで、滞納の発生率で申し上げますと、生活保護世帯は 16.4%、その他世帯は 11.3%でございます。生活保護世帯が 5%ほど滞納の発生率が高くなっているという状況でございます。22 年度を含めて過去 3 年間も、ほぼ同様の状況でございます。

小野寺

一般世帯に比べて、やや生活保護世帯の滞納の発生率が高いということですね。家賃を滞納している生活保護世帯の状況なんですけれども、例えば、市町村、これは保護の実施機関であります。そういう自治体市町村別の滞納世帯数、あるいは滞納金額の内訳について、大まかで結構です。御説明いただければと思います。

公共住宅課長

近いところの数字で、本年 7 月までの家賃の滞納状況ということでお答え申し上げますと、まず滞納されている生活保護世帯の方、横浜市を含めまして、政令 3 市を含めて 22 市町の県営住宅にお住まいの方で滞納が発生してございます。全体としては 813 世帯で、滞納金額はこの時点では 1 億 700 余万円ということになっております。世帯数、金額の大きい市といたしましては、横浜、川崎、相模原、政令 3 市合わせまして、全体に占める割合のうち件数で 65.7%、滞納金額では 67.8%といった数字になってございます。

小野寺

特に、人口や世帯数の多い政令市でたくさんの滞納があるということですのでけれども、そういった自治体において、県営住宅家賃の代理納付の現状というのはどうなっていますか。

公共住宅課長

先ほど申し上げました時点のデータで申し上げますと、22市町のうち、代理納付を実施していただいているのは6市町でございまして、具体には、相模原市、横須賀市、小田原市、座間市、寒川町、二宮町となっております。

小野寺

先ほどの御説明ですと、世帯数、あるいは金額でいずれも滞納世帯の半数以上を占めている横浜、あるいは川崎というところでは、県営住宅について代理納付が行われていないということなのですが、当然、神奈川県としても、そういった特に大口というか、大きな市については、強く代理納付の実施というものを求めてきたんだというふうに思います。

横浜、川崎において代理納付がいまだに行われぬ理由というものが分かっているらっしゃいましたら教えてください。

公共住宅課長

生活保護費につきましては、システムで管理している市が多うございます。そういった中で、代理納付を実施するためには、現行のシステムの改修が必要となつてございまして、市の予算等との兼ね合いもありまして、現在は実施に至っておりません。

また、保護の現場では、適切な家計管理の指導の観点から、家賃が天引きされてしまうという代理納付の実施に、消極的な判断をされるケースもあると聞いております。

小野寺

家計管理の指導、これはやはりきちんと生活保護世帯の自立を促すために、天引きしないで一旦全部渡して、その中できちっとコントロールをしてもらうようにするということは、私は否定はしないです。

ただ、特に生活保護というのは、毎月の暮らしに必要な、ぎりぎりの金額が給付されているというふうに承知しているわけですが、一旦、滞納してしまうと、例えば、後から追い掛けて滞納した分を払っていくといっても、当然、理屈の上では毎月、家賃も含めてぎりぎりの生活費しか給付されていないわけですから、滞納分というのがずっと残っていつてしまう。後から、それを埋めていくというのは、相当困難になるかというふうに思います。

そういう意味では、今、滞納が生じた場合に代理納付を行うというような考え方もあるようなのですが、これは初めから代理納付を望むというか、生活保護世帯については、滞納が生じたから代理納付制度を適用するということになってしまふのか、それとも、ある程度、行政側の権限で生活保護の方々については、代理納付に誘導するようなことができるのかどうか、ちょっとその辺りお聞かせい

ただけますか。

公共住宅課長

実際の生活保護の制度運用というお話ですので、具体には保健福祉局の所管になりますので、私の方で承知している範囲でお答えしたいと思います。

生活保護費の住宅扶助費の代理納付につきましては、厚生労働省の方から通知が出ており、一番最近のもので私の手元にございますのは、平成 19 年 10 月 2 日付けの厚生労働省の通知を入手してございますけれども、それによりますと、本人同意なしでも生活保護費から住宅扶助費の代理納付をすることは差し支えないといったような内容が示されて、各都道府県等に提示されているようでございます。

その点からいいますと、今、委員がおっしゃいましたように、滞納が発生したから、あるいは御本人の同意があるかないかといったことで、代理納付ができるかどうかということが決まるわけではないというふうに理解をしております。

小野寺

県営住宅というのは、ある意味では居住のセーフティネットとして大変重要な役割を果たしているというふうに思うんです。ですから、そこから退去せざるを得ないような状況になるというのは、私は本当に不幸なことだというふうに思います。今後、県営住宅を管理する県という立場で、生活保護世帯の家賃の代理制度、これをどんどん積極的に僕は活用していくべきだと思っているんですが、県としては、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

公共住宅課長

県営住宅を管理して、日々家賃の滞納に取り組んでいる立場から申し上げますと、生活保護費における代理納付制度というのは、家賃滞納を未然に防ぐために非常にメリットがある制度だろうと思っております。

また、入居者の立場からも居住の安定を図るという意味から、入居者側にもメリットがあるというふうに感じております。これまでも私ども県の福祉部門の協力を得まして、各市には、いろいろと県営住宅への代理納付の導入につきまして、御理解を得るべく御説明とお願いをしまりました。

そういった中で、先ほど冒頭にも申し上げた、現在、未実施の横浜市においては、最近前向きに取り組んでいただける動きも出てきております。そうした動きをこれからも引き合いに出したりしながら、他の未実施の市にも、これから引き続き積極的に代理納付の導入について働き掛けをしまりたいと考えてございます。

小野寺

冒頭申し上げましたけど、平成 18 年からこの制度がスタートして、本当に私は正直良かったなと思ったんですね。私どものところの国会議員も相当これについては頑張ってくれて、やっと制度がスタートして、ただ、それがなかなか自治体の中で普及していかないということで、何とかこれは促進しなければという気持

ちでおりました。

この代理納付の制度というのは、本当に生活保護世帯のぎりぎりの居住のセーフティネットを守っていく、大変大きな意味があるというふうに思います。

また、住宅扶助費ということで、目的が特定されて給付されているわけですから、これを一般の生活費に流用していくというのは、本来の生活保護の決まり事からも外れているんじゃないかというふうに思います。そういった住宅扶助費の生活費への流用ですとか、また家賃の滞納を防止するということが、生活保護受給者の居住の安定を守ることだと思っております。

県の立場としても、是非これは滞納防止に直結する制度だと思っておりますので、住宅部門と生活保護部門とでしっかりと連携しながら、市における代理納付制度の導入に引き続き御努力をいただきたいというふうに要望して、この質問を終わります。

次に、特定都市河川等の指定ということ伺いたしたいと思います。

近年、ゲリラ豪雨ですとか台風に襲われた際も、本当に記録を塗り替えるような大雨ということがありました。突発的に短時間で、ものすごい量の雨が降る。今回も大変大きな被害が各地で出たわけですがけれども、そういった状況を踏まえると、浸水被害対策というのは、ますます重要性が高まっているんだろうというふうに思います。

ただ、河川の整備というのは、本当にばく大な事業費と長い時間が必要だということで、特に都市化が進んでいる神奈川県のように、本当に都市の中を流れる河川が多いわけです。

そういうところでは、例えば降った雨を一旦、調整池にためておくとか、そういった対策をすることが必要だというふうに承知しております。

そういった中で、流域を一体的に浸水被害から守るといって、平成 15 年に特定都市河川浸水被害対策法という法律が施行されました。

先ほど申し上げたように、神奈川県は流域の都市化が進んでいる河川が大変多いということで、この法律をしっかりと活用して、流域と一体となった対策を進めていくことが大変有効だというふうに思います。そこで、この特定都市河川浸水被害対策法について幾つか伺いたしたいと思います。

まず、確認のために、特定都市河川浸水被害対策法の概要について教えてください。

流域海岸企画課長

この法律は、都市水害の増加を背景にいたしまして施行されたものでございまして、都市河川のうち著しい浸水被害が発生、又はそのおそれがあったり、市街化の進展により河川の拡幅が困難な河川について、特定都市河川及びその流域に指定することと、総合的な浸水対策を推進するために、河川、下水道、流域の役割分担などを基本的に定めた流域水害対策計画を策定し、それぞれの管理者が施設の整理を進めるというふうになっております。

また、この流域の対策として、一定規模以上の雨水の進行を阻害する行為には、

許可が必要となっているということでございます。このようにして、河川、下水道、流域対策が一体となって有効な浸水対策を進めることとなるということでございます。

小野寺

それでは、神奈川県内における特定都市河川等の指定の状況というものを教えてください。

流域海岸企画課長

県内では、鶴見川が平成 17 年 4 月に全国に先駆けて特定都市河川等の流域に指定されました。また、県では、現在、境川と引地川について指定を行うよう流域市と調整を行っているところでございます。

小野寺

私のところにも、境川、引地川、この指定を急いでくれというような流域市町の要望が来ているわけですが、境川について伺いますが、境川の特定都市河川等の指定については、現在どういう検討状況になっているのでしょうか。

流域海岸企画課長

境川の特定都市河川等の指定につきましては、平成 18 年から県と中流部の河川管理者である東京都及び流域の市からなる境川流域総合治水対策協議会、この場で調整を行っておりまして、平成 22 年 10 月には境川を特定都市河川に指定することについて賛同を得て、現在、指定のための手続を進めているところでございます。

小野寺

本県では、鶴見川が既に指定されて、境川についてもそういった合意がなされているということなのですが、これは、私が流域の市会議員等から側聞するところでは、本年度中に何とか指定をしてほしいということであったんだけど、それがもう少々時間がかかりそうだということを聞いています。

今、境川を特定都市河川等に指定するに当たって、どういう課題、問題があるのか、それを教えてください。

流域海岸企画課長

特定都市河川に指定されますと、流域内で行う雨水の浸透を阻害する行為、これに対しまして許可が必要となります。このため、この許認可事務が発生し、これを行う流域市ではその対応が求められる。こういったことなども課題がございます。

また、指定と併せて流域水害対策計画を策定することとしておりますが、貯留浸透対策を各市がどこまで行うかや、既存の防災調整池の取扱いなど、こういった計画上の課題もあって、現在、そういったものを調整しているところでございます。

小野寺

総論としては、早く指定をかけるべきというような合意が得られているんですけども、それぞれ、実際に規制があったりするというところで難しいところ

もある。あとは、流域の自治体の様々な新たな施策みたいなものを求められるということなんだろうと思います。

今後の目ども含めて、どういうふうに進めていくつもりか、いろんな流域自治体のいろんな条件といいますか、それをコーディネートしていくような役割もあるのかなというふうに思うんですが、今後の進め方、県としてはどういうふうにされていこうとしているのか教えてください。

流域海岸企画課長

委員お話しのように、神奈川県としては、河川管理者として多くの自治体が参加しているこの会議で事務局として対応しているところでございます。

お話にありましたように、河川管理者としても神奈川県と東京都、そして横浜市も河川管理者になったところでございますが、横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市、町田市、6市と関係して、いろんな調整をして、今のような課題をお話ししていかなければならないということで、いろいろ御提案しているところでございます。

今後は、こうした課題について対応策を検討いたしまして、関係市との調整も続けながら、河川管理者と下水道管理者、流域自治体が共同で流域水害対策計画の案を作成して、特定都市河川等の指定を一刻も早くできるようにしていきたいと考えております。

小野寺

特定都市河川というのは、正に都市部を流れていて、先ほど御説明があったように、河道拡幅だとか、そういったことが困難で、新たな浸水被害対策を講じなければいけない、正にそういった河川に対して指定がかかるものです。

ですから、先ほど冒頭申し上げたような、本当に、ものすごい勢いで短時間に大量の降雨があるというような状況を見ても、特に御説明いただいた境川のように流域の都市化が大変進んだ河川については、できるだけ早く浸水被害対策を図っていく必要があるだろうと思います。本当に、そのために特定都市河川浸水被害対策をうまく使った、特定都市河川の指定というのを急いでいただきたいと思えます。

また、しっかりと流域と一体になった浸水被害対策、これを講じてほしい。今、御説明があったように、いろんな課題があるようですけども、一つ一つ解決しながら、是非その指定を進めていただきたいというふうに要望して私の質問を終わります。